

(写)

令和6年6月13日

大井川利水関係協議会会員各位

静岡県中央新幹線対策本部長
静岡県副知事 森 貴志

岐阜県内の中央新幹線長島トンネル新設工事施工ヤード内の観測用井戸
における水質の基準値超過報告の遅れについて

6月11日に、JR東海が「中央新幹線長島トンネル新設工事施工ヤード(名古屋方)内の観測用井戸における水質検査結果及び岐阜県への報告について」を公表したことを受け、JR東海に確認しましたので、下記のとおり報告します。

なお、今回の事案は、事務的な確認不足に起因するものであり、地下水位の低下事象等が発生したものではなく、静岡県境付近の高速長尺先進ボーリングによる大井川の水資源や南アルプスの自然環境の問題とは異なるものと認識しています。

記

1 水質検査方法及び経緯

水質検査の結果報告については、JR東海と施工者との工事契約において、施工者が基準値超過等の異常を認識した場合、速やかにJR東海に連絡の上、指示を受ける旨が定められていた。

しかし、今回の事案については、施工者が六価クロムの基準値を誤認していたため、基準値超過に気付かず、5月10日にJR東海に報告した際には、基準値を超過していることは報告されなかった。

そのため、JR東海においても、5月10日の時点で、六価クロムの基準値と照らした検査データの再確認が十分ではなく、結果として基準値超過の事実気付くことができなかった。

2 発生事象

静岡県が懸念する地下水位の低下等の事象が発生したものではない。

3 再発防止に向けた今後の対応

JR東海としては、今後、施工者から受領した検査データについて、基準値超過等の異常がないか、速やかに再確認する。

また、JR東海としては、他の工区も含めた施工者に対して、正しい理解に基づく正確な報告をするよう改めて指示する。

(写)

令和6年6月13日

静岡県中央新幹線環境保全連絡会議
地質構造・水資源部会専門部会委員各位

静岡県中央新幹線対策本部長
静岡県副知事 森 貴志

岐阜県内の中央新幹線長島トンネル新設工事施工ヤード内の観測用井戸
における水質の基準値超過報告の遅れについて

6月11日に、JR東海が「中央新幹線長島トンネル新設工事施工ヤード(名古屋方)内の観測用井戸における水質検査結果及び岐阜県への報告について」を公表したことを受け、JR東海に確認しましたので、下記のとおり報告します。

なお、今回の事案は、事務的な確認不足に起因するものであり、地下水位の低下事象等が発生したのではなく、静岡県境付近の高速長尺先進ボーリングによる大井川の水資源や南アルプスの自然環境の問題とは異なるものと認識しています。

記

1 水質検査方法及び経緯

水質検査の結果報告については、JR東海と施工者との工事契約において、施工者が基準値超過等の異常を認識した場合、速やかにJR東海に連絡の上、指示を受ける旨が定められていた。

しかし、今回の事案については、施工者が六価クロムの基準値を誤認していたため、基準値超過に気付かず、5月10日にJR東海に報告した際には、基準値を超過していることは報告されなかった。

そのため、JR東海においても、5月10日の時点で、六価クロムの基準値と照らした検査データの再確認が十分ではなく、結果として基準値超過の事実気付くことができなかった。

2 発生事象

静岡県が懸念する地下水位の低下等の事象が発生したのではない。

3 再発防止に向けた今後の対応

JR東海としては、今後、施工者から受領した検査データについて、基準値超過等の異常がないか、速やかに再確認する。

また、JR東海としては、他の工区も含めた施工者に対して、正しい理解に基づく正確な報告をするよう改めて指示する。

(写)

令和6年6月13日

静岡県中央新幹線環境保全連絡会議
生物多様性部会専門部会委員各位

静岡県中央新幹線対策本部長
静岡県副知事 森 貴志

岐阜県内の中央新幹線長島トンネル新設工事施工ヤード内の観測用井戸
における水質の基準値超過報告の遅れについて

6月11日に、JR東海が「中央新幹線長島トンネル新設工事施工ヤード(名古屋方)内の観測用井戸における水質検査結果及び岐阜県への報告について」を公表したことを受け、JR東海に確認しましたので、下記のとおり報告します。

なお、今回の事案は、事務的な確認不足に起因するものであり、地下水位の低下事象等が発生したものではなく、静岡県境付近の高速長尺先進ボーリングによる大井川の水資源や南アルプスの自然環境の問題とは異なるものと認識しています。

記

1 水質検査方法及び経緯

水質検査の結果報告については、JR東海と施工者との工事契約において、施工者が基準値超過等の異常を認識した場合、速やかにJR東海に連絡の上、指示を受ける旨が定められていた。

しかし、今回の事案については、施工者が六価クロムの基準値を誤認していたため、基準値超過に気付かず、5月10日にJR東海に報告した際には、基準値を超過していることは報告されなかった。

そのため、JR東海においても、5月10日の時点で、六価クロムの基準値と照らした検査データの再確認が十分ではなく、結果として基準値超過の事実気付くことができなかった。

2 発生事象

静岡県が懸念する地下水位の低下等の事象が発生したものではない。

3 再発防止に向けた今後の対応

JR東海としては、今後、施工者から受領した検査データについて、基準値超過等の異常がないか、速やかに再確認する。

また、JR東海としては、他の工区も含めた施工者に対して、正しい理解に基づく正確な報告をするよう改めて指示する。